

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

65歳超雇用推進助成金 (高年齢者評価制度等雇用管理改善コース)

高年齢者の活用促進のため、雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した
事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 高年齢者の雇用の推進のため、「高年齢者雇用管理整備の措置」を記載した「雇用管理整備計画書」を作成し、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構に提出してその認定を受けること
2. 高年齢者の雇用の機会を増大するため、55歳以上の高年齢者を対象とした次の①から⑦のいずれかの措置を労働協約または就業規則に定めて実施すること
 - ①高年齢者の意欲および能力に応じた適正な配置および処遇を行うため、高年齢者の職業能力を評価する仕組みおよびこれを活用した賃金・人事処遇制度の導入または改善を行うこと
 - ②短時間勤務制度、隔日勤務制度など、高年齢者の希望に応じた勤務が可能となる労働時間制度の導入または改善を行うこと
 - ③高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善を行うこと
 - ④高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要となる知識を付与するための研修制度の導入または改善を行うこと
 - ⑤高年齢者の意欲と能力を活かすため、高年齢者向けの専門職制度の導入等、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善を行うこと
 - ⑥高年齢者に対して、医師または歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入を行うこと

受給内容

支給対象経費(※1)の45%<60%>(60%<75%>)

- ※1 【受給できる事業主】に記載された2.の①から⑦の措置に必要な経費のうち、次の(1)および(2)に該当する経費
- (1) 専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費
 - (2) 措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費
- ※ただし、50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とし、初回に限り合計で50万円とみなします
- 2回目以降の申請は、50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします
- ※< >内は生産性の向上が認められる場合の額
- ※()内は中小企業事業主に対する助成額

取り扱い機関

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

石川中央労務研究所